

山梨県公報

号外第二号

令和二年

一月二十三日

木曜日

目次

- 選挙管理委員会
- 山梨県選挙管理委員会告示第一号の公布公告……………一
 - 山梨県選挙管理委員会告示第二号の公布公告……………一
 - 山梨県選挙管理委員会告示第三号の公布公告……………一

選挙管理委員会

○山梨県選挙管理委員会告示第一号の公布公告

次のとおり県庁前の掲示場に掲示して公布した。
令和二年一月二十三日

山梨県選挙管理委員会

委員長 中 込 まさゑ

山梨県選挙管理委員会告示第一号

山梨県議会議員(甲州市選挙区選出議員)に欠員が生じたため、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百十三条第一項の規定により、山梨県議会議員補欠選挙(甲州市選挙区)を行うべき事由が生じた。

令和二年一月十四日

山梨県選挙管理委員会

委員長 中 込 まさゑ

○山梨県選挙管理委員会告示第二号の公布公告

次のとおり県庁前の掲示場に掲示して公布した。
令和二年一月二十三日

山梨県選挙管理委員会

委員長 中 込 まさゑ

山梨県選挙管理委員会告示第二号

甲州市の区域において山梨県議会議員補欠選挙が行われるため、令和二年一月十五日から山梨県議会議員補欠選挙の期日までの間、その区域においては、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)及び市町村の合併の特例に関する法律(平成十六年法律第五十九号)並びにこれらの法律に基づく政令の規定によるすべての直接請求又は解職の請求のための署名を求めることができない。

令和二年一月十四日

山梨県選挙管理委員会

委員長 中 込 まさゑ

○山梨県選挙管理委員会告示第三号の公布公告

次のとおり県庁前の掲示場に掲示して公布した。
令和二年一月二十三日

山梨県選挙管理委員会

委員長 中 込 まさゑ

山梨県選挙管理委員会告示第三号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第二十二条第三項の規定により、令和二年二月九日執行予定の山梨県議会議員補欠選挙における選挙人名簿の登録について、被登録資格の決定の基準となる日及び登録を行う日を次のとおり定める。

令和二年一月十六日

山梨県選挙管理委員会

委員長 中 込 まさゑ

- 一 被登録資格の決定の基準となる日
令和二年一月三十日(ただし、年齢については同年二月九日)
- 二 登録を行う日
令和二年一月三十日

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番